

平成 2 6 年

第 1 回定例会

会 議 録

(第 2 号)

(ホームページ用)

平成 2 6 年 3 月 1 2 日

平成26年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会  
(第2号)

◎ 期日及び場所

平成26年3月12日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- |       |                                        |                                  |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------|
| 日程第1  | 議案第 7号                                 | 平成26年度江差町一般会計予算について              |
| 日程第2  | 議案第 8号                                 | 平成26年度江差町国民健康保険費特別会計予算について       |
| 日程第3  | 議案第 9号                                 | 平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について       |
| 日程第4  | 議案第10号                                 | 平成26年度江差町介護保険特別会計予算について          |
| 日程第5  | 議案第11号                                 | 平成26年度江差町公共下水道事業特別会計予算について       |
| 日程第6  | 議案第12号                                 | 平成26年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について    |
| 日程第7  | 議案第13号                                 | 平成26年度江差町港湾整備事業特別会計予算について        |
| 日程第8  | 議案第14号                                 | 平成26年度江差町奨学金特別会計予算について           |
| 日程第9  | 議案第15号                                 | 平成26年度江差町水道事業会計予算について            |
| 日程第10 | 議案第16号                                 | 平成26年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について |
| 日程第11 | 議案第17号                                 | 江差町看護職員養成修学資金貸付条例の制定について         |
| 日程第12 | 議案第18号                                 | 江差町技能開発センター設置条例を廃止する条例の制定について    |
| 日程第13 | 議案第19号                                 | 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第14 | 議案第20号                                 | 指定管理者の指定について                     |
| 日程第15 | 議案第21号                                 | 知内町への電子情報処理組織による戸籍等事務の事務委託について   |
| 日程第16 | 議案第7号～議案第21号<br>平成26年度江差町各会計予算並びに関連議案中 |                                  |

☐ 議会事務局・総務財政課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局税務課 所管分

☐ 政策推進課 所管分

☐ 町民福祉課・ひのき荘 所管分

- 議案第 21 号 知内町への電子情報処理組織による戸籍等事務の事務委託について
- 議案第 8 号 平成 26 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第 16 号 平成 26 年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について
- 議案第 9 号 平成 26 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について

---

□ 健康推進課 所管分

- 議案第 17 号 江差町看護職員養成修学資金貸与条例の制定について
- 議案第 10 号 平成 26 年度江差町介護保険特別会計予算について

---

□ 農業委員会・農林水産課 所管分

---

□ 追分商工観光課 所管分

- 議案第 18 号 江差町技能開発センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 議案第 12 号 平成 26 年度江差町公設地方卸売市場事業会計予算について

◎ 出席議員（10名）

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 |   | 長 | 打 | 越 | 東 | 亜 | 夫 |
| 副 | 議 | 長 | 室 | 井 | 正 | 行 |   |
| 議 |   | 員 | 薄 | 木 | 晴 | 午 |   |
|   | 〃 |   | 飯 | 田 | 隆 | 一 |   |
|   | 〃 |   | 萩 | 原 |   | 徹 |   |
|   | 〃 |   | 横 | 山 | 敬 | 三 |   |
|   | 〃 |   | 若 | 山 | 明 | 廣 |   |
|   | 〃 |   | 大 | 門 | 和 | 子 |   |
|   | 〃 |   | 小 | 野 | 寺 | 真 |   |
|   | 〃 |   | 小 | 林 | 栄 | 治 |   |

◎ 欠席議員（2名）

|   |   |     |     |
|---|---|-----|-----|
| 議 | 員 | 小笠原 | 満   |
| 〃 |   | 小笠原 | 淳 夫 |

◎ 出席説明者

|    |    |       |   |   |   |   |
|----|----|-------|---|---|---|---|
| 町  |    | 長     | 濱 | 谷 | 一 | 治 |
| 副  | 町  | 長     | 長 | 谷 | 川 | 篤 |
| 教  | 育  | 長     | 新 | 木 | 秀 | 幸 |
| 総務 | 財政 | 課長    | 澤 | 口 | 純 | 一 |
| 政策 | 推進 | 課長    | 田 | 畑 |   | 明 |
| 町民 | 福祉 | 課長    | 太 | 田 |   | 誠 |
| 環境 | 住宅 | 課長    | 結 | 城 | 孝 | 好 |
| 建設 | 水道 | 課長    | 大 | 坂 | 敏 | 文 |
| 追分 | 商工 | 観光課長  | 大 | 杉 | 則 | 明 |
| 農林 | 水産 | 課長    | 福 | 島 |   | 平 |
| ひの | き荘 | 荘長    | 広 | 島 | 良 | 二 |
| 学校 | 教育 | 課長    | 木 | 村 |   | 晃 |
| 社会 | 教育 | 課長    | 小 | 田 | 島 | 訓 |
| 総務 | 財政 | 課総務係長 | 斉 | 藤 | 敏 | 己 |

(議会事務局)

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 局 | 長 | 松 | 尾 | 幸 | 春 |
| 書 | 記 | 秋 | 山 | 悦 | 子 |

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員（数）は、9名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(議長)

本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1 議案第7号から、日程第15 議案第21号まで平成26年度・江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題といたします。

(議長)

一括して、提案理由の説明を求めます。  
「町 長」

「町 長」（提案説明）

おはようございます。ただいま一括上程議案となりました、議案第7号、平成26年度江差町一般会計予算及び議案第8号から第14号までの7特別会計予算、議案第15号、15号、平成26年度江差町水道事業会計予算並びに議案第16号から議案第21号までの計15議案についてでございます。

平成26年度予算編成につきましては、町長選挙を控え準骨格予算という位置付けで予算編成を行ったところでございます。政策的な事業につきましては、近隣町及び圏域との連携において必要と判断したもの、年間スケジュール等を考慮し年度当初から事業着手しなければならないものなど、最低限度必要と判断したもののみを計上したところでございます。この結果、平成26年度の予算額は一般会計で47億4,780万8千円、特別会計総額で23億9,910万9千円、水道事業会計では6億7,100万円となったところでございます。各会計予算案及び関連議案の具体的内容につきましては、各担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、議決方宜しくお願いを申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案説明がありました、平成26年度各会計予算並びに関連議案について各所管（課）の単位で補足説明を求め、質疑を受けることといたします。

(議長)

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長)

日程第16 議案第7号から第21号 平成26年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局・総務財政課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・税務課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、総務財政課の所管分を説明いたします。

予算書、平成26年の厚い分でございますけども。その31ページからでございます。失礼しました、38ページからです。38ページの議会費。それから総務管理費の1目一般管理費。42ページにいきまして、2目の文書広報費。3目の財政管理費。4目会計管理費。46ページの9目の公平委員会費。10目の諸費。50ページの4款(項)の選挙費と52ページ監査委員費、88ページの消防費、106ページの公債費、諸支出金、予備費、というふうになります。

説明するにあたりましてはですね、今度は予算資料、薄い方のあの予算資料とこういうのがございますので、これで説明申し上げます。

歳出の方、先に説明申し上げます。この予算資料の7ページでございます。事業一覧という番号がついてございます。この順番で説明申し上げます。まず最初に議会費でございます。1番から6番まで、これが議会費でございます。総額で前年対比で132万3千円減額となつてございます。減額の主な理由につきましては、職員の人件費の調整を致しまして、減額となつたものでございます。新規事業として「江差のあゆみ」の編集を予定しております。平成3年以降の町の動き、公職者名簿それから統計資料等ですね。これらを追記するものでございます。200冊程予定をしております。

続きまして、一般管理費です。7番職員研修でございます。職員研修費につきましては、総務係一括計上から、所管課の個別の科目への計上に変更しまして、2年目でございます。総務係計上分につきましては、主に初任者研修、それか

ら法務研修、講演会等9件予定しております。予算額にして34万5千円ということになります。それから、各課の個別の計上分でございます。これは予算書にそれぞれ旅費等で計上してございます。本年度は50件ほど予定してございます。研修予算につきましては、総体で235万8千円計上致しました。件数とも、それから予算額とも、前年対比で増となっております。それから、8番目の8番の特別職活動それから9、10、11、12、13、14番まで総務管理事務までは、大きく変わってございません。それから15番でございます。職員人件費でございます。職員人件費につきましては、お手数ですけども、予算書、厚い方でございます。これの108ページ開いて頂きたいと思えます。108ページに給与費明細書、これで説明申し上げます。給与明細書の中に、1番目の特別関、特別職関係であります。その他の特別職という欄がございます。いわゆる各委員の方々が主でございますけども。これが本年度210人となっております。前年度対比でマイナスの4人というふうになりますけども、この大きな、大きな4人の減の主たるものはですね、民生委員推薦会委員というのが昨年ございました。今年はなしということで、これがあの数字をマイナスにしている分でございます。それから、報酬額が76万2千円増となっております。この増の要因は、交通安全専任女性指導員これが前年度2人から今年度3人、1人プラスになるということの要因でございます。2番目の一般職でございます。(1)の総括対比欄でございます。これにつきましては、給与費等の合計の比較では8,347万1千円の減となっております。これは、108ページの一番最後に記載してございます。退職手当組合負担金これの減でございます。この負担金は3年に1度の精算がございまして、25年、前年度で精算があつて大きかったということでございます。ここでまた予算資料の方に、薄い方にまた戻って頂きます。16番文書広報費、それから18番財政管理費、19番会計管理費これは大きく変更ございません。それから8ページです。次のページですけども。40番の公平委員会費。これも前年度と同額でございます。次に諸費でございます。41番町の表彰式から、41番の町の、町表彰式から43番諸費事務までこれは大きく変わってございません。諸費の総体で、120万ほど増となっております。これは過年度還付金の増でございます。57番、58番、選挙管理委員会費で委員の報酬、それから職員1名の人件費でございます。59番、これは北海道知事、道議会議員選挙、27年4月でございます。3月から事務執行することになりますので、所要の予算額を予算を計上して、させて頂きました。それから60番、これは江差町長選挙費を計上したものでございます。62番、63番これは監査委員費、人件費で若干の減となっておりますが、大きく変わってはございません。それから14ページちょっと飛びます。14ページ、236番そこから240番まで、これは

広域行政組合の負担金でございます。236番の消防救急デジタル無線整備分6,945万7千円、これが本年度大きく増となっております。その他は大きく変更ございません。これらにつきましては、2月27日の全員協議会で説明しておりますので、割愛させていただきます。それから16ページまでまた飛びます。301番、304番これは公債費でございます。これにつきましては、予算書、また飛び、申し訳ないですが、106ページでございます。予算書の106ページに元金、利子で、本年度7億7,195万8千円という風になってございます。前年対比で5,493万6千円減となっております。それからまた16ページの資料の方に戻りますけども、295番これは普通財産取得費。これは前年同様でございます。同額でございます。それから、296番予備費もこれも前年同額です。失礼しました、普通財産取得費が305番の間違いでございました。大変申し訳ございません。これで、歳出の方はこれで説明終了いたします。

今度は歳入の全般でございます。これはですね、予算書をあの厚い分ですね、本来の予算書の部分で説明申し上げます。

予算書の8ページから財政係所管の歳入につきまして説明いたします。ただわかりやすいのは、22ページの事項別明細書がわかりやすいと思いますので、そこからの説明とさせていただきます。そのこの部分の2款地方譲与税からでございます。2款の地方譲与税から、8款の地方特例交付金まで、本年度で1億6,076万円、3.9%の増額となったところでございます。この要因につきましては、地方消費税交付金が若干伸びていることが要因でございます。その他はですね、地方財政計画の進捗、進捗率、それから実績等をもとに算出したものでございます。続きまして、地方交付税、24ページ一番上でございます。地方交付税につきましては、前年度実績、地方財政計画これらをもとに22億2,918万3千円を見込んでおります。単位費用、これあの基準財政需要額の算定上の基準単価でございます。これが若干、減額となりました。したがって、これと税収の伸びが、後ほど説明あろうかと思っておりますけれども、2,000万ほど増になっている、見込んでおります。これらを総合的に判断しまして、前年対比で、5,232万2千円の減額を見込んだところでございます。次に、10款、交通安全対策特別交付金73万円の前年対比17万円の減、これを見込んでございます。次に、少し飛びます。32ページでございます。32ページの17款繰入金の中の2項基金繰入金の内、1目で過疎地域自立促進基金繰入金というのがございます。これにつきましては、昨年度から過疎基金のソフト事業のための基金を作り、事業を実施して参りました。本年度320万の増ということになります。この要因は、脳疾患救急搬送特別対策分の上積み、これが要因でございます。4,420万を予定しております。内訳は、33ペー

ジの説明欄のほうに、事業別に記載をしてございます。次、34ページでございます。18款繰越金でございます。これは10万円で前年度同額を計上いたしました。19款諸収入、2項の町の預金利子につきましては10万円、これも前年度同額でございます。36ページでございます。20款町債。これにつきましては、総額で4億3,345万1千円で前年対比1億4,108万4千円の増となりました。増額の要因でございます。消防救急デジタル無線の整備、それから江差中学校改築、町民野球場改修整備これらが主に挙げられます。以下項目でございます。関連がございますので、予算書の13ページで、お開き頂きます。第2表の地方債でございます。起債の目的、過疎地域自立促進基金積立、限度額6,000万円、起債の方法、証書借入、利率5.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。以下、公有林整備から臨時財政対策債までは記載のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。予算書の112ページでございます。112ページの(5)の継続費に関する調書でございます。江差中学校改築整備についてでございますけれども、支出計画等の記載をしております。続きまして、113ページ、(6)債務負担行為に関する調書でございます。これにつきましては、予算成立後、25年度又はそれ以降に支出予定の事項及び金額を一覧表に記載しております。114ページまでの45件の事項がございます。続きまして、116ページでございます。(7)地方債に関する調書でございます。地方債の現在高をそれぞれ24年度末、25年度末の見込み、26年度末の見込みを記載しております。26年度末での見込み額は、65億9,024万円となるものでございます。最後に、戻りまして予算書のずっと前の方で、3ページでございます。予算書の3ページに第3条の一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額は、15億円と定めるものでございます。同じく第4条これは、歳出予算の流用についての規定でございます。

以上、平成26年度江差町一般会計予算につきましては予算書記載の通りでございます。説明を終わります。

#### (議長)

はい、それでは、総務財政課が終わりましたので、税務課の説明。

「税務課長」

#### 「税務課長」(補足説明)

それでは、税務課所管の歳出予算について説明申し上げます。

予算書の48ページから、51ページでございます。予算資料では、8ページに事務事業別に記載しております。1目の税務総務費についてであります。

事務的経費で、250万1千円でございます。前年度に引き続き平成27年度の固定資産の評価替えの準備としまして、標準地及び地域き、地域区分調査のための不動産鑑定士に対する委託料が主なものでございます。続いて、2目の賦課徴収費でございます。予算額が1,278万円で税金の賦課、徴収にかかる事務的経費でございます。課税電算システム、滞納管理システムに係る委託料や使用料が主なものでございます。

続きまして、歳入予算1款、町税について説明申し上げます。予算書の8ページ、事項別明細については、20ページから23ページが町税に関するものでございます。また、別冊予算資料としまして、3ページに総括してございますので、併せてご覧ください。予算書の20ページでございます。町税収入総額でございますが、8億4,351万円を見込んだところであり、前年対比で、2,058万8千円、2.5%の増となったところでございます。まず、町民税でございます。個人町民税と法人町民税あわせて、3億7,487万3千円であります。個人町民税につきましては、調定件数全体では横ばい状態でございますが、事業所ごとにまとめて納付する特別徴収の比率が増加する見込みから280万円の増額を計上してございます。次に法人町民税でございます。全体的には事業所数の減少が予想されますが、大型商業施設の開店など大型法人数の増加から1,500万円ほど、1,500万円ほどの増額を見込みました。次に固定資産税でございます。予算額は、国有資産等の交付金を含めまして、昨年並みの8億、すいません、3億6,988万9千円でございます。次に、軽自動車税につきましては、直近の実績から勘案しまして、1,503万1千円と前年とほぼ同額を見込んでございます。次に町たばこ税でございます。たばこそのものの売り上げの減少傾向が落ち着き、地方たばこ税の北海道との比率効果から、前年対比で250万円の増加の8,338万2千円の予算額となったところでございます。最後に、入湯税につきましては、直近の調定額を勘案しまして、33万5千円を見込みました。

以上、あわせて8億4,351万円を町税収入と見込んだところでございます。ご審議方よろしく願いいたします。

**(議長)**

補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

「飯田議員」

まずあの、一般管理費、職員研修の関係でございますけれども、まあ本年と

いい昨年は色々こう江差町含めてまあ別法人という給食組合の関係でも、まあ問題行動なり、そういう不適切な部分ありましたけれども。この再発防止という観点からするとですね、まあ確かにあの職員研修34万こう見込んでいますけれども、やっぱりこれただ職員の資質に任せていたんではなかなかやっぱり改善はできないというふうに思うのですよ。具体的にそういう再発防止に向けた新年度予算については、どのような予算をこれ以外に、あの計上されたのかどうか。その1点お伺いしたいと思います。

それから税務課の関係でございますけれども、まあ町民法人税はまあ新しい大型店の開店でまあ伸びるだろうという想定の説明がありましたけれども、まあ既存の部分で、どの程度の税収を見込まれているのかどうか、その点についてもお知らせ願いたいと思います。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

職員の研修といいますか、資質の向上等全般の先般の一連の不祥事等があったのご質問かなという風に思っています。あの結論を申し上げますと、今回の総務所管の、研修旅費、研修計画の中では、今の何ていいますか、それらの管理といいますか、危機管理といいますか、そういうことの部分については計上はしてございませんでした。ただあの、管理職等ですね、研修等、これにつきましてはですね、計画をしております。ただあの、従来からですね、今の職員のその何と言いますか意識、危機管理と言いますか、これらにつきましてはですね、機会あるごとに町長の方からも訓示がございます。それから、我々課長会議等結構あるんですけれども、そこでもお叱り等受けております。これはあの各課長方、職員も含めてですね、そういう形でしているという状況でございます。

(議長)

いいですか。「税務課長」

「税務課長」

法人町民税につきましては、平成26年度1,500万円程の増額を見込んでおりますが、これはあの大型商業施設などですね、大型法人数が増えたということと、それからちょっとあの町外ですね、あの大きなその事業所の区分が、上位に位置付けされたっていう、あのちょっと細かいお話はちょっとで

きないのですけれども、あの町民法人税の均等割というのは9区分に分かれているのですけれども。例えば、7区分から8区分に上がるとか、そういったあの事業、あの事業所がちょっと若干見込まれますので、であの既存の部分につきましては、ほぼあの細かいことを除きますと、前年同額程度を予定してございます。

(議長)

いいですか。はい、「飯田議員」

「飯田議員」

今の職員研修の関係ですけれども、特にやっぱりこの2、3年やっぱり対象、まあ俗に言う団塊、後期の団塊世代の職員がまあ課長、管理職を含め、だいぶ退職されるのですよね。そういう部分というのはやっぱりね、仕事のやっぱり引き継ぎと言いますか、そういう部分も含めてですね、これまで以上ですね、そういうやっぱりあの職員の資質向上のための対策、これを打っていかなければね、やっぱり町、業務がですね、私やっぱりそれが一番心配なんですよ。たまたま去年は色々そういう問題行動もありましたけれども、やはり事務に長けたですね、職員あたりが、再雇用という関係では大半あの職員の方々がおそらく残られるだろうという風に想定はしますけれどもね、今課長の答弁だけのね、従来通りのそういうような研修だとかそういうようなあの町長からの訓示だとかそういうものではね、私はだめだと思うのですよ。やっぱりこれはきちんとやっぱりね、あのある意味で反省を込めてですね、あの町民に示していかなければ、やっぱり町の皆さんも、「あっ江差町は本気で取り組んでるな」というのが伝わってこないと思うのですよ。今の答弁だけでは。

(議長)

「副町長」

「副町長」

前回の直近の課長会議でも議論し指示したところでございますが。あの不祥事問題、いわゆる事務のその杜撰にかかわるそういうミスメイクと、それから職員自身の倫理だとか、基本的な公務員倫理みたいなところを疎かにして発生するそういう不祥事、あるというふうに思うのです。でとりわけこの間、色々不祥事の発生源となったことにつきましてはですね、基本的なそういう公務員倫理、あるいはコンプライアンスのそういう体制のしくみ、この辺のところの緩みがあったという風にして率直に反省してございます。先ほど申し上げま

した直近の課長会議でも、そのあたりをもう一度きちんとした検討試案を作って、再度テーブルに上げて決定するとそういうことで現在進めてございます。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

はい、「大門議員」

「大門議員」

私も今、飯田議員の方から職員研修についてお話があつて、副町長もご答弁頂きました。ここで本当に歪が出ているという、その年齢、年齢の段階ですね。それとその中でその管理職たるその資質、副町長さんがおっしゃいました。責任感、部下の責任は課長にあるということ、課長は部下の仕事を把握しているという。こういうことすら今の状況では見受けられていないということが大きな問題だと思うのです。何年か前からみると、確かに職員数も減ってきました。その分が、係長のいない係のいない係長さんもいるということで、その方々が係を係長になってもその係を持たない係長さんだからその指導していく段階の中で育っていかない部分もあるのですね、これも確かにね。一番大事なのは事務的な流れというのはある程度のものができたら私は直るのではないかと思うのです。なっていくのでないかと思う。本当に一番大事なのはこの資質の部分、資質の部分がどうやってそのきちっと教えられていくのかっていうことが、肝心なことだと思うのですよね。どうもその課長さんは、部下の仕事を把握していない、ということが見受けられますので、この辺のところでもう1回副町長さん、ご答弁頂きましたけれども、お願いいたします。

(議長)

「副町長」

「副町長」

大門議員の仰ることも含めまして、確かに今課長が今年、来年あたりがかなり多くの職員が退職するということもありまして、新しい世代がリーダー役に

ならなくてはいけない時代がここ1、2年特に顕著になってくると思います。確かに世代の単純にですね、私ども一様仕事していてジェネレーションギャップというようなそういうこともあの感じないわけではありませんが、そういうことにかいしょうすることなくですね、今申し上げられたようなことも含めまして、管理職の責任、責任感、それから指導の仕方、この辺もきちんと課長会議で全体討議にかけながら検討して参りたいという風に思っています。

「大門議員」

はい。

(議長)

いいですね。

はい、「小林議員」

「小林議員」

はい。すいません。17の繰入金のことについてひとつお尋ねしたいと思います。この中で、過疎地域自立促進基金繰入金で4,420万、うち脳疾患の救急搬送特別対策ということで620万計上されておりますけれども、これあの前年のを見ましたら、200いくらかから大幅にアップされているような内容になっていて、積極的であの補助金、繰入金ということで増えたのかもしれないのですが、積極的なあの対策だなという風に思っています。この内容についてですね、少し、あのもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

(議長)

「副町長」

「副町長」

これはですね、あの保健のところでできればご議論頂ければと、内容につきましては。はい。ただこれは基金繰入金のとこだけを説明いたしますと、それは去年から開始致しました過疎債のソフト対象事業になるということで、そちらの基金の有効活用する、ということで基金繰入金に計上したということでございます。内容につきましては先ほどのような整理でお願いしたいという風に思います。

(議長)

いいですね。

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい、議長。全部で5点あります。まず、短いところから。広報広聴、といっても、だめ、いいのですよね、広報広聴。違う、どこ、政策推進、はい、了解。失礼いたしました。それでは、これも総務になるのか。もしかしたら違うかもしれませんので。公共施設等総合管理計画の関係。これどこ、ごめんなさい、これいいですか、ここで。いいですか、それとも政策推進、ここ。

(議長)

総務財政課でいいのか。環境住宅課。次の。

「小野寺議員」

総務省から来ている例のやつ。わかっていますよね、何聞こうとしてるか。これはそうしたら、本当に区分が困りますね。これが結城さんのところ。はい。

そうしたら、次。これが、これここで聞くしかないと思うのですが。国の方で今回補正も含めて、例えばあの例のがんばる交付金。あの国で、補正である積み増しというかありましたよね。あれがちょっとどんなふうに江差町の場合ですね。あのもしかしたらどこかでまた補正で出てくるのか、ちょっとわからないので。出たのか出てくるのか。単独事業とのからみでこれを振り替えるという去年もありましたけれども。これが今どうなっているのかと。

ついでに、これもよくわからないので。これも国の方で出ているあの例の地域の元気創造事業費、あの一般政策費に算定するということなので、ちょっとわかりづらい事業で私も飲み込めない部分があるのですが。これがどうなっているのか、ちょっと教えてください。

それで少し具体的なこと。人事問題です。総務（財政）課長いいですか。人事問題。あの前にも聞きました。再任用の問題なのですが。いよいよあの新年度から再任用ということで具体的になりますが。まず、あの前にも私条例等必ずしも条例とは限らない、色々な要項等々があるかもしれません。あの国の方でも人事院、それから各自治体では組合との交渉等々で一定の確認はしていると思うのです。まずは、そこらへんどのような整理、要項等整理されて基本的に人事院で言っている地方自治体もまあ人事院の部分についてまあ踏襲するといえますか、希望者は全員、できればフルでと。いう部分も含めて、江差町としてどういう形でできているのかひとつお聞きしたい。

それから、先ほどこちょっと来年4月以降の人事の関係で特に管理職。年齢構成なども含めてありました。私も別な観点でお聞きしたいのですが。この間あ

のだいぶ昔、女性の管理職登用の話も論議ありました。それで、一時ありましたけれども、残念ながら課長で今後女性の登用ということも含めて、これは国でも今位置付けられております。国がいうのとは別に、江差町として積極的にまず女性幹部に限らず係長も含めてどのような政策として考えているか。で合わせて、先ほどの論議に繋がるのですが、私は率直に言ってその不祥事というか、もしくは地方自治法上の仕事そのものをやっていないという意味では私は犯罪だと言いたいところがあるのですけれども。大きなその原因は、私、年功序列もしくは場合によっては、その方の状況によっては、能力的にはもしかしたら相応しかったかもしれませんが、病状等も含めてそういうことを勘案すれば、必ずしもその管理職等にあてるとということがどうだったのかということも含めれば、やはりそこはしっかりと単純に年功序列型の管理職登用ではなくて、若手抜擢といいますか、能力をしっかりと見定めてやると。まあ先ほどの質問に繋がるかもしれませんが、そういう人事、管理職登用、ということをしっかりやっていかなければならない、と思いますがその点についてのお考えをお聞きます。

次、昨日もちよつと言ったのですが。いじめの問題。昨日はちよつと教育委員会のところで終わってしまいましたけれども、全般的に人事の総務として、基本的に昨日も言いましたが、これは残念ながら法律はありません。条例を作りなさいという国の縛りもありますが、色々な指針等で事実上色々な自治体では取り決めやっております。北海道でももちろんやっております。で江差町は、残念ながらたぶん条例も指針もないかと思うのですが、そこらあたりそのいじめなどに対してどういう取り組み、をしているのか、全くいないのか、をお聞きしたい。

それから、最後です。合わせて先ほどちよつと職員の関係で病気の話もしました。で、これについては、労働衛生、じゃない。労働安全衛生法に基づいて江差町も管理規定を作っております。もちろんこれは、あの病気だけじゃありませんけれども、職場の環境だとかですが。健康管理だけに限って言いますと、まあ第4章で健康診断等等あります。それで、この数年間、まず個別に入ってしまうとプライバシーの問題ということになると思いますので、可能な限りですが。この4年5年、少し中期的なことと言いますが、健康診断等の結果、長期の休暇もしくはその仕事に任務には耐えられないという状況での一定の配慮などなど、江差町職員安全衛生管理規定に基づく色々な流れの中でどういうことがこの間あったのか。可能な限り少し教えて頂きたいと思います。以上です。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

はい。項目がたくさんありますのでもしかしたら漏れがあるかも知れません。まず1つは、がんばる交付金の関係でございます。がんばる交付金につきましてはですね、今回あの私ども予算編成をするにあたってですね、一定程度のまあ積算といいますか、させていただきました。あの表には出てこないのですけども。ひとつはですね、大きな事業の中で、江差中学校のこれの裏部分ががんばる交付金の、部分に当てはまるというのがひとつございます。それからもう1つはですね、今回の補正の中でも、お話ししたように、南が丘団地の第2、公住ですよ。公住のあの補正がございました。この部分の裏負担分も該当になると。今、江差町には2つの部分で積算してございます。ただですね、これもあの具体的なあの数字、率が、まだ不明でございます。1割から4割という数字がありますけれども、だいたい江差町の財政指数からいくと、3割くらいかなというところで今押さえてございます。それから、地域元気づくり交付金でございます。これは確かにあの交付税の中で算定されます。これはまだ具体的なものが出ていないということでひとつご理解いただきたい。

(議長)

総務（財政）課長、すべて答えなくてもですね、あなたが答えない、政治的判断、政治判断もあるようですから。

「総務財政課長」

了解してございます。はい。はい。

それから、総務の方の関係、人事というかそちらの方の関係がございました。再任用の関係。これはあの議員も御承知の通り、雇用と年金の接続という関係で、出てきたことでございますけれども。従来から江差町はあの再任用の条例等、平成13年から持っています。要綱もきちっと作ってございますけれども、今度の26年4月1日からその年金の部分で延長されるよということが出てきたものですから、具体的に要綱を作りました。もう少し具体的に申しますと、来年定年退職は4名ございます。今の時点で、希望している職員は再任用2名というところで押さえてございます。ただフルタイムもありますし、短期の勤務もございますので、これはですね、江差町のまあ何といいますか、定数関係もございますので、ここは当局側といいますか、町側の方で色々こう計画しながらやっていかなければならないなど。いうふうに考えてございます。

それから管理職の女性の管理職ということもありますけれども、私のほうか

らはあのとりあえず限られた職員の中での管理職ということになっていくだろうなというふうに思っています。これ少しあの方からは控えさせていただきます。

それから年功序列、いやそうですか、失礼しました。

いじめ関係の部分でございます。これあの実態とすれば、私どもの方では押さえているものはございませんけれども。ただこういう部分につきましては、庁内、庁舎内に庁内というかこの中に、安全衛生委員会ございますね。それから福利厚生委員会というのもございます。これらの中で、何かあれば、議論していくという仕組みにはなっております。

それから最後は、長期休暇の関係でございます。これはあの私どもここ何年かの部分では押さえてございます。該当者はいないというふうに理解してございます。以上でございます。

(議長)

はい、「副町長」

「副町長」

あの女性の管理職登用の関係ですが、ご指摘のとおり、もうこれはもう時代の流れで、そういうポジションで男女差がもうつけて配置するなんてことはもう到底考えられない時代ですから、そういう風に事実、例えばこの間の係長の、係から係長昇格だとか、それからあの主幹の配置、こういうことについてもですね、あの男女差全く考慮することなく、その方の能力、それから適材適所、そういう観点であの配置をしてございます。将来ともそういう形で進めたいという風に思います。

それから年功序列、これも仰る通りでして、あの歳の順番に管理職にあてていくという考えは、これっぽっちも毛頭ありません。あのただ、色々まあ職場の、そういうその労働意欲の減退に全体的な減退に繋がらないような配慮をしながら、もちろん年功序列の考え方も廃止しながら、これもまた適材適所配置をして参りたいし、今も既にそういう形で行っているという風に考えてございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい、議長。

それで後の方からいきます。後というか後ですね。まず人事の問題なのですが。まあ再任用は細かい要綱等作っていると言いますので、まあ例規集には載らないのかな。後でまた改めまして。もちろんこれは、きちっと組合との協議なども含めて、その要綱等を作ったという確認でたぶんよろしいと思いますので。それで、問題はの間、退職者はこれは言ってもたぶんそうとは言わないかもしれませんが、私はいわゆる民間団体へのまあかっこ付きになるのか天下り、が指定的なあの指定、ここは町の職員が行くと結果的には行くというそういう民間、まあ半公共的な団体に、この間何人か、何年か続いておりました。それで、再任用ということで基本的には希望者が全員任用されると。フルになるかどうかは、要綱等で細かくきちっと定められると思いますので、ここについてはあまり発言いたしません。あの民間の部分でどうしても町職員の退職した町職員のこれまでの経験などを生かしたいという希望、それは私も十分聞いておりますし、わからないわけではないのですが、今後はやはりそういう団体とはしっかりと内部で育成してもらおうと。それがまたイコール民間の雇用対策にも私はなるのではないのかなと思いますので、今後はこういうことは無いとは思いますが、その点について少し確認もしたいと。まあ私で言えば天下りの件ですね。それが1つ。

それから、健康管理の関係なのですけれども、長期休職者はいないと。まあそれも私も見ていてそうだろうなと思うのですが。問題はその後もうひとつ言いました。健康等から見て果たしてどうなのかなという部分。これはなかなかちょっと言えないことだと思いますので。違った観点でちょっとお聞きします。当然このさっき言った安全衛生管理規定などに基づいて、職場の単に長期休暇だけではなくて、その方の健康管理、健康状況についてもきちっと押さえるということになっております。この点、人事から本当にその管理職も含めて、その任に耐えられるかどうかについてということについても、しっかりとした対応をしていたのか。具体的に言います。今日、教育委員会はありませんけれども、ある意味では組合長としての人事配置ですので、ここで私は質問致しますが、センター長は第三者委員会でも出ておりますし、私どもも聞いております。センター長はこの何年間、病状で通院もしていたと。その部分は、センター長としての業務に責任に耐えられたのかどうなのか。そこら辺の判断はどうだったのか。これは私管理職ですので、あえてその部分を言ってちょっとお聞きしたいなと思います。以上です。

#### (議長)

副町長、今、給食の管理職に対して、今副町長としての見解だけを言って、その後教育委員会が来たらまたあの言わせますから。答弁させます。

はい、「副町長」

「副町長」

あの小野寺議員、民間団体の天下りというような表現をしましたが、私どもはそういうちょっとニュアンス、そこを議論してもしょうがないのですが、そういうニュアンスではあの感覚では捉えておりません。ただ、確かにそういう団体の内部から、そういう指導者、リーダーが育つというのは基本的なことだろうと思います。ただ、ご存じだと思いますが団体によって、ほとんどその職員、内部の職員が臨時職員1人であったり、そういう本当の現場の方だったり、そういうこともありまして、その組織全体の運営育成を図るという観点からは、やっぱり役場で培ったそういうキャリア、知識を生かしたいという風に思うところのポジションもあるわけでして、その辺もきちんと考慮に入れながら、今の再任用制度と、ミスマッチしないように、配慮しながらやっていきたいという風に思います。ただ重ねて言いますがそれは、天下りで、その職場を確保するという観点で配置をしているのではないということだけはきちんと申し上げておきたいと思います。

センター長のその病院、症状の関係、ちょっと私の方から申し上げるのもどうかという風に、私も昔からの職場仲間ですから、通院している実態、それから病名といいましょうか。そういうことについても、十分把握をしてございました。ただ、そのことで仕事に障害が、決定的な障害があるというか、そういうことが、任に耐えられないというような状況とまではちょっと実はそこまで考えてございませんでした。今の段階で私が申し上げるのはそういうことであります。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

最後、3問目です。ひとつだけ。これは人事で違った観点なのですが。これもこの間出しております。いわゆる技術職。ただし、町の方では技術職ではなくて、事務職で採用していた例の水産課、水産課でない。農林水産の昨年亡くなった方の部分で。私改めてこれ水産の方でも聞こうとは思っていますが、ここでちょっと総務、人事ということで改めてお聞きしたいのですが。今の江差

町の水産を取り巻く色々な情勢、浜がどうなのかとか、そもそも江差町として水産をどうするのかとか、上ノ国なども聞けば本当に色々試行錯誤でやっております。これに直接町職員がいわゆる技術職の方を配置したというのは、私本当に英断だったなど、この間思っていたのですけれども。改めてその点、江差町として浜の取り巻く状況、江差としての水産行政どうするかという観点で、彼に代わるいわゆる技術職の採用に関してはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「副町長」

「副町長」

水産技術専門職の配置については、ある意味では小野寺議員が指摘したような危機感を私どもも持っていました。今の亡くなったその職員が水産技術員として、というかあるいは事務職として、専門職の立場で入ったというのは初めてではありません。現在の消防長もそういう形で水産の高度な技術、知識といひましようか、そういうことで配置して、そういう歴史といひか経験があるわけです。私ども今回のことについて言えば、浜と役場を繋ぐそういう専門員、専門職の方がぜひ必要だということで、キャリアを持った方に町長の方から、その確保したいということで何カ月間かちょっと打診しながら動いたのですが。結果的にはそれは実現しませんでした。内容については伏せさせていただきますが。ただそこに水産の専門職、浜と現場と役所を、現場を繋ぐそういう専門職が必要だという認識は一致しておりますので、できれば26年度の中で、そういう可能性といひましようか、獲得に向けて頑張っていきたいという風には思っています。

(議長)

はい、「室井議員」

「室井議員」

はい。すいません、遅刻しまして申し訳ありません。

職員研修。考え方、ちょっと申し上げたいと思います。私の意見を言います。100何人いる、大きな所帯あると、色々なことは起きるのはこれ民間も同じです。だけど、自治法、地公法、例えば町の服務規定、あの服務規定ありますね。こういうものは、当然職員として自覚してやらなければならないのですけどね。まず1つは、私はずっと思っていますけど、前にも副町長さんにもお話

しましたが、これどこかの、大学の先生呼んで、講演聴いたから、職員が良くなるとか、こういうのはほとんどあんまり無いと、私は民間的なことから人としての考え方から、私はそう思っています。それで、前、町長あのこれ評価、不評価はあったかと思うのですけれども、例えば、朝イカ荷揚げに職員行きますよね。イモ掘るのに手伝いに行きましたよね。そこにね、私は、これからの、公務員の、ひとつのヒントがあると思いますよ。私は、助役（副町長）さんいいですか、簡潔に言いますから。私は、頑張ってもらいたいのですよ。職員が。だから敢えて職員の、行動が慎むような質問、私は一貫してしてないのです。頑張れというね、応援を送ってやっているのですよ。だから私は、もう1回、そういう現場に、直結したやっぱり、それがいいか悪いか別だけど。考えて、そういう産業団体、地域の人と、やっぱり交流を深めてきちっと意思疎通にしていくということが、今一番求められているのではないですか。小さいことに、足を引っ張るようなことはしませんよ、私は。堂々と、頑張ってやれと。失敗、少しぐらい失敗は、いちいち文句付けるなど。管理職の皆さんが。若い係長と係員にね、頑張ってやれというようなエールをね、送ってやるような、そういう職員研修考えてください。以上です。

（議長）

はい、「副町長」

「副町長」

本当について最近、直近のこれもまた課長会議でございました。あの町長が12年前に始めました、その農業あるいは水産の現場研修、現場体験といいましょうかね。これが最近ちょっとあのダウンしていたものですから、それについてあのもう1回整理しようという議論をつい最近課長会議でしたばかりでございます。それはあくまでもその、現場主義、町がそのデスクの上で下手なあの理屈をこねまわすようなことを、が無いように、現場の視点に立った、そういう形での何ていうか仕事の取り組み方というのがやっぱり基本的に求められるし、私はあくまでも先ほどの議論にまた立ち返りますが、あの全体の奉仕者としてのその意識というのが、ややもすれば薄れがちな局面も無いわけではありません。そういうことを今、ご指摘のあった、あのただ講演会聴いて偉い先生の話聴いて、あの血になり肉になるなんていうことはこれっぽっちも私も思っておりませんので、あの例えば自学支援、あの自ら学習する人間をどうやって支援するかということの観点を含めまして、あの一所懸命頑張っていきたいと思います。

「室井議員」

よし。ちょっとだけで終わる。

(議長)

「室井議員」

「室井議員」

いいですか。提案。あの町長、助役、いいですか、副町長さん。職員とね、各課でね、今年1年ね、食べる、ご飯食べてもいいし、そういうことを検討してください。各課で。そして、職員から、若い職員からああだこうだって、言われても、腹立てるな。腹立てないで、いいですか、酒飲んでね、江差の将来語れるような、そういう場を、町長、副町長に特に求めたいと思うけど。町長から答弁。

(議長)

はい、「町長」

「町長」

お酒はさておいて、あの必ず実施させていただきます。

「室井議員」

よし、わかった。

(議長)

はい、いいですね。

(議長)

はい、次、「横山議員」

「横山議員」

はい。順不同で尋ねますので。まずあの、ひとつ、ちょっと大きい問題ですけど、この4月から消費税がアップになります。それについての、歳入歳費、これあの町全体でどのように、その点について考えているのか。あのどういう風な、歳入も何か全体としては増えるような話がさっきされていますが。果たしてそうなのかどうか。あるいは歳出の方がどうなのか。その辺の、消費税に関係していることの対応をどんな風にこの江差町は捉えてこの予算を組んだか。

まず大きい話ですが、そこをひとつお願いします。

あとは、ちょっと細かい話になるかもしれませんが、どこだどこだどこだ。この個別でいう各会計予算の中では、45ページの旅費の件ですが、まあ特別職の旅費あるいは職員、嘱託員の旅費と書いていますが、これはあの総務で扱っているのはこれは全体のことですか。それだ、例えばトヨタ関連のところへの出張旅費なんかはここに入ってくるものなのかどうか。これはあの121万組んでいますからこれが前年度比でどんな風になっているのか、増えているのか、減っているのか。その辺をちょっと説明をお願いします。

あとそれから、順不同でこの会計予算資料のほうの7ページのこれは何番だ、27番、下の方ですね、まん中から下の方。財産管理のこれ違うか。ごめん。これ後だ。ごめん。これ後でした。

それから、この大きい会計予算の方の本で、108ページ。給与明細関係。これあの確か、あの減額何%かされているはずですが、その何が何%かというのを資料として出してほしい。今口頭でも言えるなら口頭で答えてください。だけどわからなかったら、資料として後で出してください。

**(議長)**

答える範囲内で。はい、「総務財政課長」

**「総務財政課長」**

何件かあります。まず、1つめの消費税の関係でございます。あの歳入のまず消費税の関連で、歳入の関係で申し上げますと地方消費税の関係で大きく今回あの、大きくというか金額的には大きい金額であるということで。プラス、ちょっと待って、地方、22ページなんですけれども、22ページ

**「横山議員」**

何の22ページ。

**「総務財政課長」**

予算書の22ページですね。6番、6ですね、6のところに地方消費税交付金というのがございます。9,800万ほど予算しています。これがあの消費税関係でいいますと、地方税の分がございますので、この分が交付金として入ってくるという。去年より若干、1千何百万上がっていますので。これがまずひとつ大きい分です。それから町全体の、例えば色々な使用料とか何とかというのがございますので、入ってくる分。これについては、消費税の4月1日からの分は、値上げをしないということであの前回で、前回というかそれはあの

確認してございますので、上がるのは水道料関係、が上がるということで、それは確認してございます。それから、支出の分でございます。当然あの消費税の、物品関係購入すると、消費税賦課になりますので、その分は、予算支出の分で全部みてございます。

それから旅費の関係はもしかしたらこれは私、企画費の関係だったかなという風に、私今思いましたけど、もしあれでしたら企画というかあの政策の方であのご質問頂ければなという風に思っております。

それから、給与の削減関係でございます。給与は当然あの今、独自削減してございます。内容は、1級、給料表6級まででございます。1級から3級は3%削減してございます。それから4級から6級は5%削減してございます。それから、特別職、これらは、あの15%削減してございます。状況はそういう状況でございます。

(議長)

いいですか、横山議員。はい、「横山議員」

「横山議員」

はい。まずその最初のその消費税関連について言いますけれども、あの色々な4月アップすることによって、町内の消費行動などマイナスの動きをすることも予想されていますが、色々な例えば軽自動車税含め、それぞれについて準備に考慮されているのかどうか。その考慮した数的な、数字的な根拠は何かあるのかどうか。道からあるいは国からのそういう何か指針でもあるのかどうか。そこをまず教えてください。それについては1つ。

それから、これまたさっきのあの聞き漏らしたことで1つあるのですが、これは飯田議員はじめ大門議員、室井議員からも色々ありましたが、職員の研修の件ですが、私は前にも私は話していますが、これは単に研修したからいいと確におっしゃるとおりそういう問題ではないと。それこそ、副町長の言うように自習自学のことも必要です。しかし、例えば、これはこの本体の江差町に係わることではないけれども、まさしく行政の仕事の進め方というのはこうなのかなと思って呆れているのですが。またこれはきれてた発言か。給食問題であのような事務処理がずっとされてきていると。ですからこれ事務処理のこのマニュアルというのですかね。そういうものの見直しというのがこれ絶対に、全課必要なんじゃないかなと思います。それはあの、具体的にどういう仕事の流れで誰がどういうふうに責任取って、先ほどの小野寺議員のあれにもありましたとおり、誰がどういうふうに承認してというような流れですね。そういうのなどをもう一度ずっと見直して、それを文書化するとか、あるいはマニユア

ル化するということが必要なのじゃないか。そのためには、当然庁内でやるべき問題ではありますが、外部の意見も取り入れて、外部、そういうようなもので例えば専門の会計士さんだとかそういう人たちの税理士だとかそういうものの人たちの意見も取り入れる、あるいは町のそういう実務に長けている人の意見などを聴取して、もう1回全体見直さないと、訓示して終わるということでは決してないというのが、ここのところの色々な事件、不祥事の発生の流れになっている元でないのか。ついつい皆さんあの前例踏襲といいますか、あるいは前の流れのままにということで、ずっとされてきているのがこういうあの問題を引き起こしている元になるのじゃないかという危惧しているものですから、それでもってこの問題を聞いています。どうぞ。

(議長)

はい、「副町長」、「総務財政課長」

「総務財政課長」

あの後段の方の関係、研修の関係でございます。実はこの今横山議員が仰った件に関しては、12月定例会の方で少し資料も出しながら私総務の方で作った資料出しました。あの団体事務の一覧表というのを確か出したという風にあの記憶してございます。色々な今回の不祥事関係があった時点で、やはり一番根っこになっているのはその団体事務経理の関係。いわゆる所管課で持っている団体事務がですね、結構あります。そこをですね、きちっと見直ししましょうということで、まあ課長方と今検討会を開いてですね、要綱の見直しもしましょうと。要綱新たに作りましょうという動きをしているのが、げ、してございます。あのそういう状況でありますということを説明申し上げたいと思います。

(議長)

いいですか。答弁漏れありますか。

「税務課長」

軽自動車税につきましては、消費税の関連で、自動車取得税については平成26年4月から下がるというような方向性になってございますが、軽自動車税につきましては、平成27年度から一応あの5割増しということで想定されておりまして、地方税法がまだ改正されておりませんので、今後はその推移をみながら、またおはかりをしていきたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

はい、答弁漏れある、横山議員。

「横山議員」

いや、副町長からも何かあるのではないですか。

(議長)

「副町長」

「副町長」

総務（財政）課長答弁しましたので、私は無いのかなという風に思っていました。あの今、総務（財政）課長が言いましたように、特にその不祥事の発生しやすいところについては、総務（財政）課長が答弁した通り、特に団体事務の扱いについてはもっと微に入り細に入り点検態勢を、チェック態勢を強くするというので今、作業を進めてございます。ただその事務処理のマニュアルの見直しというようなあのお言葉がありました。その事務処理の全体的なマニュアルというのはそのペーパー、或いは本になったものというのは今、役所にとってはそういうものないのです。現在役場の職員のその色々な仕事を通じての研修というのは、いわゆるそのジョブトレーニングと言うのか、その仕事を通じて仕事の実際の実務を通じて、勉強しなさいというか、勉強せざるを得ないような状況、それであの実務的な或いは事務的なことについてのトレーニングはそれが基本になってございます。それを全体的にその網羅するようなマニュアルは今のところございませんので、まあ見直しという風に仰られても、見直しすべき対象のものがございませんので、それはそういうことでございます。ただマニュアルを作る必要性があるのかどうかということについては、検討課題にしていきたいと思います。

「横山議員」

はい、答弁漏れ。

(議長)

はい。答弁漏れ。

「横山議員」

外部意見の導入のことどうですか。

両方とも話してないけど。

「副町長」

必要があれば。

(議長)

はい、いいですね。

はい、「横山議員」

「横山議員」

まあ今助役、副町長が仰ったような状況でやられている。まあ確かにあのOJT（職場内教育訓練）でやっているということが流れでしょう。しかし、それが今色々なこのような問題が発生することに繋がっていると私は思います。まあその幹部の異動なども含めましてね、うまくそのあれが繋がっていない仕事の流れが伝わっていないか、或いはまさか緊張感に欠いているとは思いませんけれども、そうじゃなくて前からこうやっていた、前からこうやっていた、ということで、それがOJTのようなことで繋がってきているのですが、やはり見直すべきものはこのような大きな、大きくなっていうかな、色々な問題が発生してる時には素直にそれを取り入れてそれを考えるべきだと、マニュアルのようなものをもう1回見直すという、見直すって言うか、ないって言うてますから、それは作るべきじゃないかなと私は思いますが、どうですか。

(議長)

はい、「副町長」

「副町長」

今のご指摘十分頭に入れて色々検討材料にしていきたいと思います。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、議会事務局・総務財政課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・総務（財政）課、税務課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

(議長)

暫時説明員入れ替えのため、20分まで休憩します。

(休憩中)